



(近江八幡)

滋賀・西河原森ノ内遺跡

にしがわらもり

うち

所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原

調査期間 一九八九年(平1)四月~八月

発掘機関 中主町教育委員会

調査担当者 辻 広志

遺跡の種類 集落跡・官衙跡

遺跡の年代 弥生時代前期~江戸時代

遺跡及び木簡出土遺構の概要

西河原森ノ内遺跡は、琵琶湖が最も幅を狭める堅田~木浜間の東岸、旧野洲川北流右岸下流域の緩かに傾斜する沖積地の中央にあつて、現況では北側の最も近い所にあって、西岸には同時期の木簡を出す光相寺遺跡とも繋がる埋没旧河道が接し、北側には大きく湾入する湖もしくは旧内湖と

考えられる後背湿地が広がり、これが琵琶湖へも通じていることから、遺跡は、入江状の「浦」に面した野洲川の一支流の河口部近くに所在した遺跡であったと復元できそうである。また、官衙状遺構群は、埋没微高地の高所ではなく、むしろ周辺の水田跡よりも低く、増水の際には水没の危険性さえる埋没旧河道に近い低地に位置していることから、湖と河川による水上交通を強く意識した実務的な施設ではなかつたかと推測される。

調査は、官衙状遺構群(一町四方程度と推定)の南東部の一角にある九一八m²を対象として行つた。七世紀後半から一六世紀までの五遺構面があり、合計三〇〇二m²に及ぶ。

第一遺構面は、中世~一六世紀の水田跡で、用水路と水田耕作によ

り出土したもので、本来大型の木簡の一部分と思われるものであったが、極めて損傷がひどく判読はできなかつた。このため、第五次調査の木簡及び遺構の概要を中心報告することとする。

調査地を含む官衙状遺構群のかつての立地は、周辺の微地形分類図によると、野洲川が作った北東方向の埋没微高地の西側先端部に近い所にあって、西岸には同時期の木簡を出す光相寺遺跡とも繋がる埋没旧河道が接し、北側には大きく湾入する湖もしくは旧内湖とい湖岸まで約三km、南側の三上山山麓を通過する東山道や野洲郡衙推定地(和田・小篠原遺跡)まで約四kmの地点に位置する。

木簡は第五次調査で九点、第七次調査で一点出土した。

第五次調査は、一九八四・

関わる素掘溝が多数検出された。

第二遺構面は、八世紀後半～九世紀末の最も新しい官衙状遺構群で、掘立柱建物一〇棟以上、掘立柱塀(柵)五条などがある。このうち建物は、九世紀中頃までのものが、前代までの建物軸を踏襲し一定の企画性がみられるのに対し、これ以降のものは小規模で方位が東に振れるものが多く、同じ性格を保つものであるのかは少からず問題が残るものであった。また南北方向の塀(柵)二条は、官衙状遺構群の東を限る施設の一つと考えられた。

第三～五遺構面では、南北方向の溝の両側に土壘状の畦をもつ東限の溝跡を確認し、東側に水田跡を、西側に三面の官衙状遺構群を検出した。これらの遺構検出層や間層(包含層)には、数十cmもの厚い粋殻(小量の稻藁と雜穀を含む)の堆積がみられ、木簡を始め多量の遺物が出土した。これらの粋殻層は、各遺構面共にほぼ同じ位置と規模を踏襲しており、一棟の吹き抜けの作業場的な掘立柱建物を中心には分布していることから、この建物において穎稻を脱穀・脱稃した後に積まれていた粋殻が、冠水のために全面に広がったものと思われる。各遺構面のおよその年代は、第三遺構面が八世紀初～八世紀中頃、第四遺構面が七世紀末～八世紀初、第五遺構面が七世紀後半～七世紀末で、各遺構面より三～五棟の掘立柱建物などを検出した。

なお、官衙状遺構群建設以前の土地利用は、東限の溝跡下より同一方向の用水路と畦がみられたり、第五遺構面下層の北側より水田耕

作を示す畠状の遺構が検出されるなど、周辺と同じように水田として利用されていたようである。未だ遺構群の中央部や旧河道の隣接地を調査してはいため断言できないものの、この遺構群は、七世紀後半のある時期に水田域の一角をそのまま使用して突如建設をみたものと思われる。

遺物は、第三～五遺構面の粋殻層を中心に出土した。多量の土器と共に遺存状態の良い木製品がある。農具には、鋤の身・柄、鍬の身・柄、鎌の柄、馬鍬の歯、横槌、唐臼の杵、堅杵、木鍤、田下駄、稻櫛、蓆、俵編機部材、木針などが、紡織具には、糸巻、紡輪、織機部材が、馬具類には、鞍、壺鑑、縱櫛が、漁撈具には、櫂、浮子、土鍤が、武具には、鉄鎌が、服飾具には、横櫛、下駄が、食器・容器類には、土器の他に木製の皿、盆、鉢、椀、長方形槽、円形曲物、楕円形曲物、曲物杓、蓋板などが、食事具には、杓子、箸が、祭祀具には、斎串、陽物形、刀子形などが、遊戯具には、琴、琴柱が、文房具には、刀子の柄、円面硯が、その他に火鑽板、燈台、各種の建築部材、鉄釘、轍の羽口、鉄滓などがある。また、墨書き土器は、第二・三遺構面包含層より「神」「神主」が、他に欠損によって意味不明なものなど、約三〇点が出土している。木簡は、第三遺構面包含層より(1)(2)が、第四遺構面包含層より(3)～(7)が、作業場的な建物の雨落溝(溝五三〇二)より(8)(9)が出土した。

8 木簡の积文・内容

- (1) • 「□□□□□使人人民直安[万田]」
 〔牛カ〕 従□□賜 □」 (320)×20×6 019
- (2) • 「□□良女六十束」
 〔每カ〕 倭 □」
- (3) • 「□□□申□□□首□稻□□□□」
 部連刀□□□廿□
 〔久支カ〕束□」 (186)×46×7 019
- (4) • 「□□□石石□」
- (5) • 「□□□首貸稻大□來記」
 328×37×9 011
- (6) • 「日日□□」
 (44)×26×7 081
- 「康□金□人」
 〔反カ〕生□
- 「午丙午申乙卯」
 (100)×26×6 019
- (7) • 「□□□」
 (203)×26×5 019
- (8) • 「□□□N木□□木□□□□□」
 〔鷗カ〕〔國カ〕
- 「有木□□□」
 310×28×5 011
- (9) • 「廿□□利直□十□」
 〔東カ〕
- 又中直五十又五十□
 〔直カ〕
- 卅□□直廿□□見□□」
 〔卅カ〕 (121)×22×2 019
- (1)～(9)の木簡の解説については、本誌掲載の山尾幸久氏の論文に詳述されており重複をさけることとする。なお、本遺跡の木簡番号については、先に出土している4号からの連番とし、本誌の(1)～(9)を、5号～13号に読み代えるものとする。

9 関係文献

山尾幸久「木簡」(『西河原森ノ内遺跡 第一・二回発掘調査概要』一九八七年)

稻岡耕一「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」(『木簡研究』九号)

一九八七年)

(辻 広志)

